

第8章 歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項

1. 歴史的風致形成建造物の維持・管理の基本的考え方

- 歴史的風致形成建造物の維持・管理は、周囲の景観への影響や個々の価値を考慮して適切に行うものとする。
- 歴史的風致の維持向上を図るための積極的な公開、活用を図る。特に公開に関しては、通常外部から望見される範囲だけでなく、所有者の協力を得て、可能な範囲で内部公開に努めるものとする。
- 歴史的建造物等の特徴を顕著に示す意匠や形態、装置の保存又は復元に努める。

2. 歴史的風致形成建造物の管理の指針

歴史的風致形成建造物の指定は、主に国・府の登録文化財、府・市の指定文化財、景観法に基づく景観重要建造物、重要文化的景観の重要な構成要素（施設、届出建物）としている。したがって、管理の指針は、個々の文化財等の保護の指針に従うことを基本とする。

（1）府・市の指定文化財と重複する歴史的風致形成建造物

府の指定有形文化財及び市の指定有形文化財は、建造物の外部及び内部とも現状維持又は復原修理を基本としている。このため、これらに該当する歴史的風致形成建造物の管理については、破損状況に応じた保存修理を基本とし、復原に伴う現状変更等がある場合は、所定の手続きを経て行うものとする。また増築等に関しては、当該建造物の保存上やむを得ない場合を除き原則行わない。

（2）国の登録有形文化財（建造物）、府の登録有形文化財、文化的景観（重要な構成要素）と重複する歴史的風致形成建造物

国の登録有形文化財、府の登録有形文化財、重要文化的景観の重要な構成要素（施設、届出建物）については、外観を対象とした保存修理を基本とし、また増築等に関しては、通常道路等の公共空間から望見できる範囲への行為はできる限り行わないものとする。

また公開・活用に際しては、人々の活動の場としての継続性に配慮するとともに、必要な防災上の措置などを行うものとする。

（3）景観重要建造物と重複する歴史的風致形成建造物

景観重要建造物については、通常道路等の公共空間から望見できる範囲の景観上の調和を図るため、適切な維持又は復原のための修理や修景を行う。それ以外の範囲については、歴史及び伝統を反映した人々の活動の場としての活用を妨げないよう必要な改修を行う。

(4) その他の歴史的風致形成建造物

その他の歴史的風致形成建造物の場合、詳細に調査を行うとともに、速やかにその価値に応じた適切な文化財指定・登録等の保護を図るように努める。

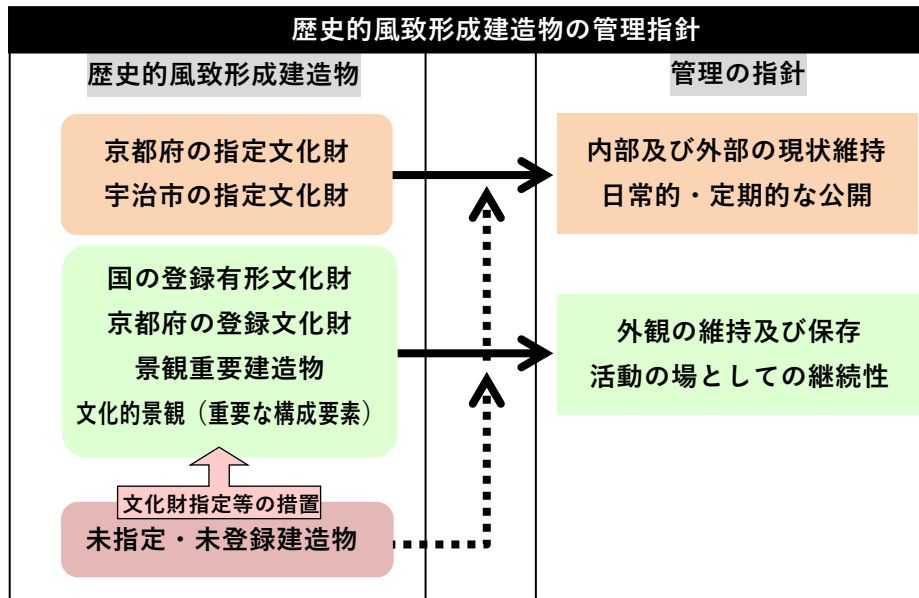


図 8-1 歴史的風致形成建造物の管理の考え方

(5) 届出が不要な行為

「歴史まちづくり法」第 15 条第 1 項第 1 号及び同法施行令第 3 条第 1 号に基づく届出が不要な行為については以下の場合とする。

- 国の登録有形文化財で、文化財保護法第 64 条に基づく現状変更の届出を行った場合。
- 京都府文化財保護条例第 7 条第 1 項の規定に基づく京都府の指定有形文化財について、同条例第 21 条第 1 項の規定に基づく現状変更などの許可申請及び同条例第 22 条第 1 項の規定に基づく修理の届出を行った場合。
- 京都府文化財保護条例第 52 条第 1 項の規定に基づく京都府の登録有形文化財について、京都府登録文化財に関する規則第 26 条第 1 項の規定に基づく現状変更等の届出及び同条例第 27 条第 1 項の規定に基づく修理又は復旧の届出を行った場合。
- 宇治市文化財指定条例第 3 条第 1 項の規定に基づく宇治市の指定文化財について、同条例第 13 条第 1 項の規定に基づく現状変更等の制限による許可申請及び同条例第 14 条第 1 項の規定に基づく修理の届出を行った場合。
- 景観重要建造物で、景観法第 22 条第 1 項の規定に基づく現状変更の許可申請を行った場合。
- 景観重要公共施設で、景観法第 16 条第 5 項の規定に基づく行為の通知を行った場合。
- 重要文化的景観の重要な構成要素の建造物で、文化財保護法第 139 条の規定に基づく現状変更の届出を行った場合。